

浜松市条例第 3 2 号

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の給与に関する条例（昭和 3 1 年浜松市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当) 第 1 2 条 (略) 2・3 (略)	(通勤手当) 第 1 2 条 (略) 2・3 (略) <u>4 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる職員で、 自動車等の駐車のための施設(その所在地及 び利用形態が規則で定める要件を満たすも のに限る。第 1 号において「駐車場等」とい う。)を利用し、その料金を負担することを 常例とするもの(規則で定める職員を除く。)</u> <u>の通勤手当の月額は、前 2 項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応 じ、当該各号に定める額の合計額とする。</u> <u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 1 月につき</u> <u>5, 0 0 0 円を超えない範囲内で、1 月</u> <u>当たりの駐車場等の料金に相当する額と</u> <u>して規則で定める額</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> <u>前 2 項の規定による額</u>
<u>4 ~ 6</u> (略)	<u>5 ~ 7</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、改正後の浜松市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の浜松市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(あらし)

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、駐車場等の利用に対する通勤手当を設けるものです。